

2020年1月28日

埼玉県「受動喫煙防止対策実施施設」への認証について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2020年1月28日（火）、「受動喫煙防止対策実施施設」への認証を受けましたので、お知らせします。

なお、埼玉県内全拠点での認証は、金融機関として初めてとなります。

当行では、「健康経営宣言」のもと、これまで店舗ロビー、ATMコーナー及び営業室内における禁煙を実施し、受動喫煙の防止に取り組んでまいりました。

2020年1月からは、4月の改正健康増進法施行に先立ち、関連会社を含めた当行グループの全ての拠点で、屋内および営業用車両の全面禁煙を実施しております。

このようななか、今般の認証は、埼玉県が積極的に推進しております受動喫煙防止対策に協力し、お客さまや従業員、地域の皆さまの健康増進への一層の貢献を目指すものです。

当行は今後も、全ての方々が健やかに暮らしていける地域社会づくりに向け、健康経営の実践に注力してまいります。

* 埼玉県「受動喫煙防止対策実施施設」認証制度について

2019年6月に創設された、県民の受動喫煙による健康への影響を防止するため、改正健康増進法上の義務を上回る防止対策に自主的に取り組む施設を認証する制度です。

<認証を受けた当行グループ拠点> 105拠点

埼玉県内の全営業店、住宅ローンセンター、本部、事務センター
グループ会社、健康保険組合など

以上

報道機関からのお問い合わせ先
人事部 健康支援室 荒井
TEL 048 (641) 6111 (代) 内線 2260